

## 平成31年度入学料免除及び授業料免除について

### 【東日本大震災(原発事故含む)及び激甚災害において被災された方対象】

本学では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故並びに平成23年度以降において豪雨災害等の激甚災害で被災された方の修学機会を引き続き確保するため、下記のとおり経済支援を実施しますのでお知らせいたします。

#### 記

#### 【入学料免除】

##### (対象者)

次のいずれかに該当すると認められた平成31年度入学者については、「災害特別枠」により予算の範囲内で入学料の全部または一部を免除します。

- (1) 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者の家屋が全壊・大規模半壊・半壊の罹災と認定された方
- (2) 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者が死亡または行方不明となった方
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて設定された「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」に平成23年3月11日時点で主たる家計支持者が居住していた方で、これに伴い避難を余儀なくされた方

#### 【授業料免除】

##### (対象者)

次のいずれかに該当すると認められた平成31年度入学者及び在学生については、「災害特別枠」により予算の範囲内で平成31年度前期分と後期分の授業料の全部または一部を免除します。

- (1) 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者の家屋が全壊・大規模半壊・半壊の罹災と認定された方
- (2) 東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者が死亡または行方不明となった方
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて設定された「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」に平成23年3月11日時点で主たる家計支持者が居住していた方で、これに伴い避難を余儀なくされた方

入学予定者には、入学手続き関係書類送付の際に申請手続案内を同封いたします。また、在学生については、通常の授業料免除申請手続きの案内と併せてお知らせいたします。



(問い合わせ先)

福島大学学生課学生生活支援担当

TEL 024-548-8060